

## 令和元年第7回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年8月28日（水）午前10時00分から10時42分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第16号 非農地証明願について
- 第3 議案第17号 非農地証明願について
- 第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第5 下限面積の設定協議について
- 第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	都築 広行
書記	平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆さまがお揃いですので、ただいまより令和元年第7回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

9番上池如夫君が、所用のため遅れてくるとの連絡が入っております。

出席委員は10名中ただいま9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、10番宇藤誠朗委員、1番原亜由美委員をお願いいたします。

次に日程第2、議案第16号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第16号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。8月13日に担当委員の宇藤委員と事務局都築及び平石で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、平成20年より耕作をしていなかったことから、現在は原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第16号について、担当委員の説明を求めます。10番宇藤誠朗君。

〔宇藤委員〕

はい、10番の宇藤です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は原野化が進んでおり、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明のありました議案第16号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第16号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(9番上池如夫委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、議案第17号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、7ページをご覧ください。議案第17号についても、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。8月13日に担当委員の宇藤委員と事務局都築及び平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについても、平成20年より耕作をしていなかったことから、現在は原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第17号について、担当委員の説明を求めます。10番宇藤誠朗君。

〔宇藤委員〕

はい、10番の宇藤です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地はすでに雑木が生い茂っており、原野化しております。そのため、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明のありました議案第17号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第17号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(9番上池如夫委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。

今回の諮問案件2件のうち1件については、                    委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、                    委員は一度ご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、                    委員におかれましては、審議終了後呼びするまでご退場をお願いいたします。

(                    委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は13ページから18ページとなります。利用権設定の種類については使用貸借であり、新規設定となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は          地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また

耕作の実績もあり、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(9番上池如夫委員、退場している■■■■委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。それでは■■■■委員を正会に復帰させます。

(■■■■委員、正会に復帰)

引き続き日程第4、農業経営基盤強化促進法に基づく大豊町農用地利用集積計画について、事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、残りの利用権設定ですが、資料は19ページから22ページとなります。利用権設定の種類については使用貸借であり、再設定1件となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は■■■■地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、

本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(9番上池如夫委員を除く全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に日程第5、下限面積の設定協議について議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、「下限面積の見直し」について説明いたします。お手元の配布資料をご覧ください。農地法3条の農地売買の基準となる下限面積については、本町では平成21年に30アールに引き下げて以来変更はありません。下限面積は、毎年見直しを行うことが望ましいとされており、昨年は、8月に協議されております。本町が昨年30アールと設定した理由は、「①高齢化による耕作放棄地の増加が懸念される中、やる気のある担い手や新規就農者が参入しやすい環境を整える必要がある。②農業経営が効率的かつ安定的に継続して行うためには最低30アール程度の農地が必要である。」としたためです。

次に高知県下の下限面積をご覧ください。50アールは2カ所、40アールは5カ所、30アールは19カ所、20アールは1カ所、10アールは7カ所となっております。嶺北についてはすべて30アールです。

県下で30アール以上の市町村が30カ所と多い理由は、限りある農地の有効利用を図るため、零細規模経営体が発生するのを抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対して農地の利用を集積することが重要と言う観点からです。

続いて、別紙の2015年の本町の農林業センサスの結果をご覧ください。

経営耕作面積別で見ると、30アールから1ヘクタールの耕地面積規模の経営体が221経営体と全体の80%となっております。

また、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の中でも、営農モデルの例示として30アール未満の例は、施設花卉の単一経営だけとなっております。

以上のことから、下限面積については、現状の30アールで支障はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

事務局の説明が終わりましたが、ここで休憩といたします。

(休憩)

(9番上池如夫委員が到着)

会議を再開いたします。

ただいま説明のありました日程第5、下限面積の設定協議について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

それでは、日程第5、下限面積の設定協議について採決を取りたいと思います。大豊町の下限面積について、現状どおり30アールとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、大豊町の下限面積の設定については30アールとすることと決定いたします。

次に、日程第6その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

- ・9月の総会の日程について（9月25日水曜日10時からを予定）
- ・農業委員会研修会について
- ・直接支払制度の現地確認について

〔議長〕

その他、何かございませんか。

(10番宇藤誠朗委員挙手)

どうぞ。

〔宇藤委員〕

はい、10番宇藤です。一昨日前に農業者年金の研修会があり、そちらに参加して参りましたので、制度等を簡単にフィードバックしたいと思います。

(10番宇藤誠朗委員より農業者年金の概要の説明)

〔議長〕

ありがとうございました。

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和元年第7回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 10 番

---

署名委員 1 番

---